

投票日当日の横越町内地区別投票所 8か所

沢海地区
第2投票所 横越町農村環境改善センター

上町・中央・東町・大字横越・いぶき野・十二前地区
第1投票所 横越町中央公民館

二本木地区
第4投票所 横越勤労者体育センター

木津・木津工業団地地区
第3投票所 木津農業構造改善センター

藤山・駒込・うぐいす地区
第6投票所 藤山会館

小杉・平山地区
第5投票所 小杉地区コミュニティセンター

川根町・茜ヶ丘地区
第8投票所 サンウィング横越

阿賀野地区
第7投票所 焼山地区集落センター

衆議院議員総選挙 および 最高裁判所裁判官国民審査

公示日 10月28日(火)
投票日 11月9日(日)



投票できる人

次の年齢及び住居要件を満たす人は、名簿に登録され、投票することができます。

- ◆年齢要件 日本国籍で満20歳以上の日本人
- ◆住居要件 平成15年7月27日以前に横越町に住居登録された人。平成15年7月28日以降に横越町へ転入した人は、転入前の市町村で投票できます。(ただし、前住所地の選挙人名簿に登録されている場合のみ。)

投票方法と投票順序

衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査には、3つの投票があります。投票方法にお気をつけください。

- ①衆議院小選挙区選出議員選挙 (オレンジ色の投票用紙)
- ②衆議院比例代表選出議員選挙 (薄青色の投票用紙)
- ③最高裁判所裁判官国民審査 (白色の投票用紙)

辞めさせたい裁判官がいれば、その人の欄の上に×印を、いなければ何も記入せず投票する。投票の順序は、①が最初で、次に②と③を同時に行います。

一般の不在者投票

投票日当日、仕事や旅行などで投票所へ行くことができない人は、不在者投票をすることができます。

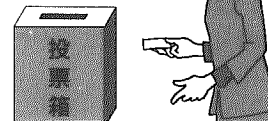
- ◆期間 10月28日(火) 11月8日(土)
- ◆時間 午前8時30分～午後8時
- ◆国民審査は11月2日(日)から

◆場所 横越町役場2階研修室
入場券到着後は、入場券をお持ち下さい。入場券はハガキで各世帯ごとに郵送します。

指定病院などの不在者投票

おおむね50床以上の指定病院等に入院している人は、病院等で投票することができます。病院長等に申し出て下さい。

選挙は、私たちの願いを政治に反映させる最大の機会です。棄権せずに進んで投票しましょう。



身体障害者の郵便による不在者投票

身体に重度の障害のある人は、自宅で投票する「郵便による不在者投票制度」があります。この制度により、投票する人は、あらかじめ選挙管理委員会に身体障害者手帳などを添えて「郵便投票証明書」(7年間有効)の請求をして下さい。

「郵便による不在者投票」投票用紙の請求期限は11月5日(水)です。

詳しくは、町選挙管理委員会事務局(役場総務課内)へお問い合わせ下さい。

☎ 385-2111

郵便による不在者投票ができる人

障害の範囲	障害の程度		
・身体障害者手帳をお持ちの人 ・戦傷病者手帳をお持ちの人	両下肢障害 体幹障害	1級もしくは2級	である人として記載されている人
	移動機能障害 心臓障害 じん臓障害 呼吸器障害	1級から3級	
	ぼうこう障害 直腸の障害 小腸の障害		
・県知事が証明した人			・障害の程度が上記に該当する人

